慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	EC統合と国家主権の諸問題：国民国家システムへの挑戦
Sub Title	
Author	藤本, 裕貴(Fujimoto, Yuki)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	1992
Jtitle	研究会優秀論文
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	三浦信孝研究会1992年春学期
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO90003002-1992-009-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

EC統合と国家主権の諸問題
-国民国家システムへの挑戦-

藤本裕貴
慶應義塾大学総合政策学部３年
Yuuki Fujimoto
Faculty of Policy Management, Keio University

三浦信孝研究会
1992年春学期

慶応義塾大学 湘南藤沢学会
Keio University Shounan Fujisawa Gakkai

１９９２年春学期三浦研究会タームペーパー

「ＥＣ統合と国家主権の諸問題 —国民国家システムへの挑戦」

総合政策学部３年 79004707 藤本裕貴

1992/7/25

近代ヨーロッパは「国民国家体系」(nation state system) によって、その力の均衡を保ってきた。EC の統合は、この国民国家体系を改変して、国家主権を一部委譲することであり、そのため各国の主権はこれまでと違って制限を受けることになる。しかし、EC 統合において、「国家連合」(confederation) は単に国家権力の寄せ集めではなく、もっと下位の単位、「地域」の存在がこれまで以上に重要になる。本レポートでは、マーストリヒト条約の目指す政治統合が明らかにした、国家主権をめぐる各国の理念の相違を指摘した上で、「EC」「国家」「地域」の相互連関が、これまでの「一国家、一国民」という枠組に、どのような影響を及ぼすかを検討したものである。

1　国家主権をめぐる統合理念の相違

1.1　統合の widening と deeping

１９９２年２月に調印されたマーストリヒト条約は、政治統合を基盤とする「欧州連合」(European Union) を目指したものである。その共通規定は、欧州連合の基盤となる政治統合について、「欧州の人々の間に限りなく密接な連合 (an ever closer union among the peoples of Europe) を生み出していく過程の新たな段階」としている。この規定は、欧州経済共同体 (EEC) 条約 (ローマ条約) の前文に盛り込まれている表現をそのまま引き継いだものである。政治統合という、EC が経済共同体として発足した当時からの基本目標[1]に、マーストリヒト条約によって一定の方向付けが行われた、ともいえる。

EC の統合プロセスは、西ドイツとフランスの石炭、鉄鋼の全生産をヨーロッパ諸国の参加する国際機関の管轄下に置くというシューマンプランによって、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC: European Coal and Steel Community) が１９５２年に発足したことに遡ることができる。その後、１９５８年に、欧州経済共同体 (EEC: European Economic Community) と、欧州原子力共同体 (EURATOM: European Atomic Energy Community) が続いて発足した。これらに見られるように、EC 統合プロセスは、セクター別による経済の領域から始まった。

統合の対象となる領域としてあげられる経済、外交、社会 (国内政治)、文化の四領域はそれぞれ、その性質から、統合の進みやすさと安定性に、比重が異なるものと予想される。経済の統合は、とりかかりとしては比較的容易に進む領域であるのと同時に、状況の変化によって安定性を損ないやすい領域であるため、これまでの EC 統合においても、経済統合のダイナミズムが主にクローズアップされてきた。もう一歩進んだところでは、対外政策の共有化が考えられる。もちろん、すべての外交面で加盟国の意見が一致することはなかろうが、例えば、ソ連、東欧の民主化や人権問題への対応、途上国援助といった領域では、共通の政策を採用することはかなりの程度実現可能である。一方、今回のマーストリヒト条約が目指す政治統合は、いったん統合してしまえば「統合の深化 (deepening)」として安定性の基盤と成り得る領域であるが、政治統合までのプロセスは、加盟国の間でより一層のあつれきを生じさせ、統合の進みにくい領域に一歩踏み込むものと考えられる。

その理由として、欧州連合としての統合が、「プロセス」としては進行しているものの、目指す先の統合理念が、いまだ加盟各国の間で相違を見せていることが挙げられる。

政治統合は、１９９０年１２月にローマで開かれた EC 首脳会議に於いて、「欧州安定の柱」として位置付けられた。同時に、このローマＥＣ首脳会議で、「政府間会合」(ＩＧＣ: Intergovernmental Conference)

がスタートすることになり、政府間会合を重ねることによって政治統合に前進が見られた。こうして統合の深化 (widening) がはかられる一方で、イギリスのメージャー首相は、欧州自由貿易連合 (EFTA: European Free Trade Association) を中心とする新規加盟希望国への積極的な対応に余念がない。いわば、統合の拡大 (widening) への動きである。イギリスはかねてより独仏主導の欧州政治統合の推進には警戒的であった。ここで、根強い中立主義の伝統をもつ EFTA 諸国の新加盟の動きが本格化することは、統合欧州の政治的性格を薄める方向に作用すると考えられる。

１９９２年６月３日、デンマークでは国民投票で、マーストリヒト条約を否認した。ＥＣの官僚レベルで推進する、上からの政治統合によって、主権が奪われてしまうのではないかという、民衆レベルの危惧感が表面化したものである。現行のＥＣの仕組みは、首脳会議 (欧州理事会) に権限が集中し、直接選挙で選ばれた欧州議会の権限は弱い。デンマークの場合は、人口五百万人余りの小国で、すでに高福祉国で他の加盟国を支援する立場にあることから、主権が縮小し、統合欧州にのみ込まれることへの懸念が、より強いのだと見ることができる。「デンマークショック」は、これまで水面下で折衝されてきた「統合の widening か、deeping か」、あるいは、「連邦制か連合制か」といった対立が、統合の理念と現実の間で反駁しあっていることを浮き彫りにし、今後の EC 統合プロセスにおける理念を再度問い直す必要性のあることを示唆した。

1.2　連邦 (federation) か連合 (confederation) か

そもそも、政治統合、ひいては欧州連合のあり方をめぐっては、EC 独自の外交・安全保障政策を積極的に推進しようとしているフランス・ドイツなどの主張[2] と、主権国家の自由な協力に基づく政治協力という、より現実的な対応をとるべきだとするイギリスなどの考え方に大きな開きがある。

当初、議長国であるオランダが用意した、マーストリヒト条約の草案には、「連邦 (federation) を目標とする連合」という表現があったが、英メージャー首相の抵抗によって [「連邦」という表現は削除され、かわりに union という言葉で妥協が成立した。

現実主義ともいえる国家連合 (confederation) は、かつてはドゴール、アデナウアー、サッチャーが主張した。「祖国からなる欧州」を目指し、主権を保持したままで、各国の利益を達成しようとする、主権国家の協力機構である。一方、理想主義から発する連邦制 (federation) は、チャーチルの唱えた「欧州合衆国」のように、超国家機関に主権を委譲する形態であり、ドロール委員長が強く主張している。ＥＣの政治統合は、理念としては、国家連合から連邦制への移行を内包している。

2　「人の移動の自由」と国境なき欧州

人の自由移動には二側面がある。第一の側面は、労働の自由移動であり、もうひとつは、欧州市民が旅行者として域内に自由に移動したり、経済活動に従事しなくても自分の選択する加盟国に居住する権利に関わる。

こうした人の移動の自由によって、移民労働者はすでに定住期に入り、どこに帰属するかという新しいアイデンティティーの模索は、移民の第２世代に及んでいる。

とくに市民権の中心をなす地方レベルでの選挙権付与問題についてみてみると、各国の対応はまちまちである。その対応には大きく分けて、次の二つが存在している。ひとつは、ナショナリスティックな国民主権を主張するものである。これは、国家、国民、選挙権をひとくくりにするもので、移民の排斥運動のひきがねになる要因のひとつである。もうひとつは、個人の平等や民主主義の原則という、ひとつの政治的理念に基づいて、外国人にも選挙権を与えようという動きである。

なお、マーストリヒト条約では、すべての欧州市民に対して、経済活動の従事に関わりなく移動の自

由を認めるとともに、居住国での地方選挙、欧州議会選挙への参加を認めるものとなっているが、そこにいたるまでの動きを以下に細かくみていきたい。

2.1　労働者の自由移動

１９５７年に調印されたローマ条約の第三条で、「人の移動の自由」は、すでにうたわれていた。ECでは、域内市場の完成を目指してきたが、その課題のひとつはヒトの自由な移動を可能にすることである。しかし、ここでいうヒトとは、労働者や専門職の人々を指し、労働の移動を妨げている資格の統一や相互承認、就労許可証などによって自由な移動を可能にすることを目指している。(しかし、査証（ヴィザ）発行などの出入国管理は、加盟国の内務領域の問題であり、加盟国の権限として残されている。)

- 職業資格の相互承認（医師、看護婦、弁護士、理髪師、建築家、運送業など）
- 職業教育における資格、免許の互換性の実現
- 事業設立および居住の権利の相互承認
- 雇用における内外人平等の原則
  EC加盟国は本国人とその他の加盟国出身者とを雇用の面で平等に扱わねばならない。
- 公務労働の開放
  公務労働の雇用については、これまで自国民優先主義がとられてきた。しかし、公的権力の行使や国家の意思決定にかかわらない分野として、EC委員会は次の業務を開放すべきとして勧告している。
  ・商業上のサービスにかかわる分野（公共交通、電力・ガス、運輸、郵便、通信）
  ・医療、衛生
  ・学校教育、研究

こうした公務労働の開放というガイドラインの設定によって、国営企業や公務労働の維持・拡大が困難となっている。そのことで、一国だけ突出した政策の維持は、今後ますます困難になろう。国家は、ＥＣのガイドラインに従う形で民営化、および地方分権化の方向へ向かうものと推測される。

2.2　「欧州市民」の自由移動

また、マーストリヒト条約では、以下の「欧州市民権」の概念が導入された。

〔社会権〕すべての欧州連合市民の、域内における移動と居住の自由
(1985年より共通パスポートの導入)

〔公民権〕他の加盟国に居住する場合、EC加盟国国民は居住国において地方選および欧州議会議員の選挙権と被選挙権をもつ

〔外交保護権〕第三国において自国の大使館、領事館がない場合、他のEC加盟国の大使館、領事館によって外交保護を受ける権利

〔請願権〕すべての欧州連合(国)市民は、欧州議会に対して請願する権利をもつ

こうして、欧州市民の自由な移動が可能になって、国境が廃止されれば、域外者もいったんＥＣ域内に入ってしまえば、域内居住者と同条件となる。つまり、域内国境における検問を廃止すれば、第三国国民の処遇を各加盟国が平等にしなければならなくなる。とくに外国人の参政権問題は、市民権の中心課題であるが、現段階では各国の対応はかなり異なっている。次節では、外国人の参政権をめぐる現状の様々な対応と議論をみることで、１９９２年人の自由移動へ向けての統一が、改めてヨーロッパの多様性を浮き彫りにし、その多様性こそ、各々の地域がアイデンティティーを追求してきたことを示唆するものである。

2.3　外国人の参政権

「人の移動の自由」が推し進められるにいたって、ＥＣ内の定住外国人は、外国人就業者に対して1,262万8,000人 / 436万人である（１９８３年現在）。この定住外国人の数は、外国人就業者にその家族も含めたものであり、１９６８年に労働者の家族の滞在権が、そして１９７０年に、退職した労働者がその国に留まり続ける権利がECレベルで法制化されたことからみても、移民労働者のサイクルとしてすでに彼らは定住期に入ったものと考えられる。

定住移民に対して参政権を付与することは市民権の中心課題である。EC委員会は、１９８８年６月２２日に、人の移動の自由の拡大にむけて、加盟諸国が域内出身外国人の自治体選挙権を認めるよう、政策の調整をおこなうことを閣僚理事会に勧告している。

〔欧州議会選挙〕選挙の方法を各国が自由に定められるため、外国人の選挙権はまだ完全な形で認められていない。ただしイタリアでは、１９８９年６月の欧州議会選挙で、被選挙権を自国民以外にも開放しており、フランス人の政治学者モーリス・デュヴェルジェが、イタリア共産党の推薦を受けて当選した。

〔国政選挙〕このレベルでは国益の保持と外国人の立場が対立しやすく、すべての国で外国人の選挙権は認められていない。

〔地方自治体選挙〕スウェーデンが1975年に、つづいてオランダ、デンマーク、アイルランドが外国人への選挙権の付与をすでに認めている。フランス・ドイツ・ベルギーは論争中である。

以下に具体例として、フランス憲法改正議論と、西ドイツ在住外国人選挙権付与問題をとりあげる。フランス憲法改正議論は、マーストリヒト条約批准に関わる手続き上の議論であるが、フランスでは以前から、外国人に選挙権を与えることに対して、「新しい市民権」の概念をめぐり、論議が重ねられてきた（次節 参照）。一方、西ドイツ在住外国人選挙権付与問題は、マーストリヒト条約で、「欧州市民」に対する参政権が認められる以前に、連邦裁判所が「国民主権に反する」として、外国人への選挙権付与を違憲としたものであり、今後マーストリヒト条約批准と関連して、「主権」の概念がどのように各国で捉えられているのかを端的に示す一例として、取り上げた。

- フランス憲法改正議論

マーストリヒト条約の内容のうち、フランスでは、国内に住むEC市民に対し仏地方選での選挙、被選挙権を与える条項や、外国人にEC圏内の自由移動を認める点など、国家主権に関わる条項が現在の憲法に抵触するとして、国会での憲法改正作業が行われている。マーストリヒト条約の批准・承認には憲法改正を伴う必要がありうる。それは、地方自治体選挙の投票権や、立候補権を自国以外の欧州市民にも認める「欧州市民権」の創設が、「フランス国籍をもつ者が選挙権を持つ」と規定した憲法第三条を修正する必要を生じさせないかという問題に絡んでくる。

国民議会では１９９２年6月１９日、上院で修正が加えられた、マーストリヒト条約批准のための憲法改正案を、388/43 で可決し、同２３日の上下両院合同委員会で 3/5 以上の賛成で成立した。９月２０日に、国民投票に付されることになっている。

- 西ドイツ在住外国人選挙権付与問題

１９８９年2月シュレスウィヒ・ホルシュタイン州がデンマーク、ノルウェー、オランダ、アイルランド、スイスの六カ国人のうち西ドイツ在住五年以上の者に選挙権を付与するための州法を可決。ハンブルク特別市も同月、八年以上在住の全外国人に選挙権を与える法案を可決した事から、憲法論議を交えた論争へと発展した。これらの法案を支持した SPD(社会民主党) や FDP(自由民主党) は、すでに七パーセントに達する西ドイツ在住外国人に政治的参加の道を閉ざす事は社会不安の増大を招くと主張。これに対し、コール政権と与党の CDU(キリスト教民主同盟) は、西ドイツ国籍を持たない者に選挙権を与えるのは違憲として真っ向から対立した。おりから、外国人労働者問題が一連の地方選挙の争点になったこともあって国民の関心を集めた。

外国人への選挙権付与は、憲法の定める国民（Volk）主権の原則に反するとして訴えた連邦憲法裁判所での判決は、１９９０年１０月、両州の法改正を違憲として無効とした。国民（Volk）のナショナリスティックな解釈と、それを地方レベルにまで及ぼそうとする保守勢力の姿勢の根強さが現れたかたちとなった。

2.4　「新しい市民権」

１９８０年代後半のフランスにおいて「新しい市民権」という概念が誕生した。移民の政治的・社会的地位に関する論議が、法的レベルで活発化したもの。伝統的な「国家－国民－市民権」という考え方を切り離し、地方レベルで在住外国人にも選挙権を与えたり、選挙権以外の諸権利を与えようとするものである。フランスでは、国籍という点では基本的には出生地主義であるが、「新しい市民権」はむしろ「自由・平等・博愛」といった国家理念の共有を持って国民（あるいは市民）とみなす考え方が並存している。

地域、あるいは国家の拡大としてＥＣを考えた場合、フランスの「新しい市民権」の考え方は、ＥＣ統合の際に 大いに参考になるのではないか。一国家、一国民という枠組で、ＥＣに国家の利益を反映させるというよりも、共有された理念のもとに、主権を国家の枠に収めないことで、よりさまざまなレベルの構成単位に、効果を分散できる可能性の方が高いだろう。

3　EC統合による地域のトランスナショナル化

前章でみてきたように、ＥＣ統合は、国境をとりはらうことによって、これまでの「国民国家体系」を改変することを意味する。その結果、「地域」がこれまでのように、国家の下位単位としてではなく、「ＥＣ」「国家」と併存して権力主体となる可能性を持つ。

今まで「国家」の枠組の中に位置付けられていた地域運動は、固有の歴史的領土を持ち、主に既存の国家内において、地域の自決権を主張してきた。近年、EC統合が拡大、発展するうち、「地域」がECレベルで、自らを積極的に位置づけようとする動きが高まっている。

3.1 「地域」復権の要求

「国家」のたががゆるむことによって、明らかな形で地域要求が表れるようになった。その主な地域復権の要求には、以下のようなものがある。

〔経済的要求〕中心部と周辺部の間に存在する格差の是正を模索するもの

〔文化的要求〕言語、文化、民族性の相違にもとづき民族的アイデンティティーを強調

〔政治的要求〕地方分権化とよりいっそうの自治の確保をめざすもの
地域としての自律的な意思決定の要求では、カタルーニャ、バスクからスコットランドやブルターニュにまで共通するであろうが、その形態や可能性の大小は、政治的勢力の大小などによっておおいに異なる。

これらの、地域からの要求提示を可能にした要因として、EC の強化と拡大、それに伴う国家主権の相対的弱体化があげられる。

3.2 地域主義の諸類型

地域主義の流れには、国家に対する地域の経済力、資源条件により、穏健な地域アイデンティティー確立の運動から、連邦主義、さらには分離の要求まで、多様な形態が存在する。

〔地域主義者〕地域の自治実現、国家の枠組問題にせず

〔自治主義者〕地域の自治権拡大、連邦制などの形で国家形態を問い直す

〔分離独立主義者〕民族主義的、国家権力との対立

EC 統合によって、これら地域主義の運動は、緩やかにその性質を変えていくものと予想される。国家の枠組を越えて、「地域」が主体をもつようになる。「国家」の相対化と「地域」の再編である。

地域がトランスナショナル化することによって生まれる新たな「地域」の可能性を、次節に述べる。

3.3 新たな「地域」の可能性

国家が主権の一部を喪失することにより、国家を越えて EC レベルを標的とする地域要求が高まる。いいかえれば、国境という壁を越えて、地域問題が広域化するものである。一例として、南仏の農民運動があげられよう。

１９７６年３月４日、南フランス、ラングドック地方のモンルドンで、イタリア産ワインを運ぶトラックの流れを阻止するとして、葡萄を作っている農民たちが、国道上にバリケードを築き、これを拒もうとする憲兵隊とライフルで撃ち合うという事件が起こった。ＥＣが成立することによって、人とモノの移動の障壁が取り除かれ、後進的な南仏の農民は、同じく後進的地位にあるイタリア農民とのきびしい競争にさらされたのである。従来それぞれの国家のとってきた個別の農産物保護措置はもはや存続を許されず、ブリュッセルとこれら地域との関係が、より直接的なものとしてあらわれるようになる。いわゆる中心－周辺の関係が、国家の枠を越えてヨーロッパ大で広域化することをしめすものである。

また、これにともなって、地域運動はこれまでは国家が告発の対象ないしは交渉相手だったが、敵手の告発から自助努力による地域発展へと、その性質が変化する。

「国境なき欧州」の誕生によって、分離、独立運動はその意味を減じることになる。

「辺境の逆転」 地域が隣国の諸地域と手を結び、経済、科学技術協力、文化協力などで広域圏を形成する。国内の中心部よりも、むしろ隣接する国の他地域との関係を強化しようとする動きである。

フランスのアルザスやロレーヌでは、隣接するルクセンブルクやドイツ、スイスとの結びつきが強く、「越境通勤者」がかなりの数にのぼる。またロレーヌ地方では、鉄鋼業をはじめとして経済不況が深刻であるが、こうした状況を克服するため、工業の進んでいるドイツとの結びつきを強め、ザール＝ロレーヌ＝ルクセンブルクといった超国境的な工業地帯の建設を推進している。

ベルギーでは、オランダ語系のフランドルと、フランス語系のワロニーとの「言語戦争」が有名だが、今日では、ワロニーとフランスのノール・パ・ド・カレー地方、あるいはワロニーとフランスのロレーヌ地方、ルクセンブルクとの間で経済、技術協力が進んでいる。ベルギー国内での対立構造それ自体は大きく変化していないのであるが、敵対地域との関係は、相対的に比重を減じ、新たな隣接地域との広域圏を建設するポジティブな可能性が、ＥＣ統合によって創出された。

また、拡大ＥＣにともなって、ＥＣ内部での南北格差が増大しているが、経済面ではＥＣを通じた形で、ポルトガル、南部イタリア、アイルランド、ギリシャなどに援助と開発が行なわれているが、これもまた、「地域」とヨーロッパとの結びつきの新しい形である。

3.4　補完性の原理導入へ

「ＥＣ」「国家」「地域」の三空間が共存していく流れにのっとり、マーストリヒト条約で、補完性の原理が明文化されることとなった。

補完性の原理 (the principle of subsidiarity) は、すべてのことをECレベルで一元的、一律的に決めるのではなく、地域レベルで処理できることは当該レベルに任せ、事柄の性質に応じて国家レベル、ECレベルへと徐々に決定段階を移していく統合方法である。マーストリヒト条約では、ECの政策領域が大幅に拡張され、国家主権が奪われるという懸念に対応して、第三条ｂにこの原理が挿入された。[3] このようにして、「ＥＣ」、「国家」、「地域」という、各レベルの主体性を尊重することにより、ECレベルでの法の採択を容易にしたものである。

この原理はプラグマティックな理由から出てきた。EC委員会の人員と権限が制限されているのに、92年までに市場統合を完成せねばならず、EC委員会は構成国の現状を承認しつつ進む方法を採択することになったのである。しかし見方を変えると、すでに構成国の国家制度、法令が完備している段階で進められる統合は、それを前提としつつ連邦的な仕方で進むのがもっとも現実的であるという事実が認められたということもできる。この方法は経済的連邦としてのECの権限と構成国の権限、そして地域の相対性を巧妙にミックスすることで無理のない統合の進展を意図するものである。

4　今後の展望および総括

これまで人の自由移動、欧州市民権、外国人への選挙権付与など、国家の壁を取り除こうという努力が積み重ねられてきた。しかし狭義の経済統合よりも、こういった各国の政治や社会、文化にかかわる調整は大変で、それぞれの地域の民意を反映させようというデモクラシーの要求と牽引し合う。

経済統合から政治統合を目指すにあたり、各国は主権の共有化によって統合の理念を達成することになろう。主権の共有化によって、「地域」は「ＥＣ」「国家」と並ぶ、権力主体として、あらたな可能性を手に入れることになる。「地域」は下部の単位から、国境の撤廃によって、「国家」「ＥＣ」と同等の比重をもっ

た単位として出現してくるのである。ヨーロッパは、これまで国民国家の下で抑圧や平準化圧力を受けながらも、文化的、地域的に多様性が絶えずそのアイデンティティーを追求してきた。ＥＣ統合と行っても、欧州が一国になるわけではなく、それぞれの地域が多様な顔を持ち続ける中で、モザイク模様の一枚の絵を完成させるものである。ＥＣ旗には、十二個の星が輝いているが、十二の主権が一つの理念に融合してこそ、ＥＣ旗は欧州連合のシンボルとしてはためくのである。その際、地域が国家を超える空間として一つのヨーロッパへ発展していくのか、それとも民族、文化的共同体としてさらに「異質なヨーロッパ」を際だたせることになるのか――その選択は、主権者である「ヨーロッパ市民」それぞれにかかっている。

(注)

1)〔欧州合衆国 (the United States of Europe)〕1946年9月、二度の世界大戦によって、荒廃したヨーロッパを再建すべく気運が人々の間で高まる中、スイスのチューリッヒ大学で、イギリスのチャーチル首相が欧州合衆国の結成を提唱した。
「もし、ヨーロッパの諸民族が団結できるならば、ヨーロッパ諸国民は共通の幸福感を抱き、無限の名誉を感じるであろう。その手段とは、ヨーロッパの大部分が平和、安全保障、解放の形をとって発展できるように生まれ変わり、お互いの団結を強めることである。我々は、アメリカ合衆国に似たものを建設し、育てなければならない。この緊急な使命を達成するためには、まずドイツとフランスが手を結ぶことが必要である。」
EC政治統合の最終的形態としての国家統合をいう。主権放棄することにデンマークやポルトガルなどの王制国家は賛成するとは限らない。

2)〔欧州連邦構想 (European Confederation Plan)〕ミッテラン仏大統領は１９８９年１２月３１日、国民向け年頭メッセージで、東欧諸国を含む全欧州諸国を結集し「平和と安全保障の恒久組織」としての欧州連邦の実現を呼びかけた。９０年１月のハンガリー訪問、コール首相との会談などにより、フランスはこの構想を推進している。

3) TREATY ON EUROPEAN UNION

"ARTICLE 3b

The Community shall act within the limits of the powers conferred upon it by this Treaty and of the objectives assigned to it therein.

In areas which do not fall within its exclusive competence, the Community shall take action, in accordance with the principle of subsidiarity, only if and in so far as the objectives of the proposed action cannot be sufficiently achieved by the Member States and can therefore, by reason of the scale or effects of the proposed action, be better achieved by the Community.
Any action by the community shall not go beyond what is necessary to achieve the objectives of this Treaty."

参考文献

宮島喬 『ひとつのヨーロッパ それぞれのヨーロッパ』, 東京大学出版会,1992.
宮島喬, 梶田孝道『統合と分化のなかのヨーロッパ』, 有信堂高文社,1971.
梶田孝道 『国際社会学』, 名古屋大学出版会,1992.
梶田孝道「ヨーロッパ 西の統合・東の解体」,『世界』1991 年 11-12 月号.
梶田孝道「統合・新しい市民権・イスラム」,『世界』1990 年 3 月号.
宮島喬, 梶田孝道『現代ヨーロッパの地域と国家』, 有信堂高文社,1988.
藤原豊司, 田中俊郎『EC 統合・欧州連合入門』, 東洋経済新報社,1992.
鴨武彦『ヨーロッパ統合』, 日本放送協会,1992.
社会保障研究所『外国人労働者と社会保障』, 東京大学出版会,1992.
澤田マルガレーテ「EC 統合と人の自由移動」,『ジュリスト』No961,1990.
「欧州統合の多難な道」,『世界週報』1992 年 4 月 14 号.
「TREATY ON EUROPEAN UNION」,『International Legal Materials』Vol.XXXI,No.2, March 1992.

慶応義塾大学湘南藤沢キャンパス　〒252 神奈川県藤沢市遠藤5322
Keio University Shounan Fujisawa Campus　5322, Endo, Fujisawa, Kanagawa, 252, JAPAN